

## 出入国在留管理政策懇談会（第1回） 議事録

開催日時：令和6年12月26日（木）

午後2時1分から午後3時44分まで

於：法務省大会議室

### [出席委員]

野口座長、明石座長代理、大下委員、岡部委員、片岡委員、加藤委員、川村委員、近藤委員、佐久間委員、佐野委員、四方委員、富高委員、堀内委員、増子委員、マリオロペズ委員、結城委員

### [出入国在留管理庁側出席者（幹部職員のみ）]

丸山長官、杉山次長、加藤審議官、君塚審議官、礮部出入国管理部長、福原在留管理支援部長、白井総務課長、本針政策課長、松野出入国管理課長、堀越審判課長、東郷警備課長、菱田在留管理課長、平岡在留支援課長、北山情報分析官、伊藤参事官、中西参事官、稲垣参事官

## 1 開 会

○事務局 お待たせいたしました。ただいまより、出入国在留管理政策懇談会第1回会合を開催いたします。

本日は御多忙のところ、本懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

## 2 大臣挨拶

○事務局 第1回会合の開催に当たりまして、鈴木馨祐法務大臣から御挨拶を頂きます。

大臣、よろしく願いいたします。

○鈴木法務大臣 皆様、こんにちは。この出入国在留管理政策懇談会の第1回会合の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、出入国在留管理政策懇談会に御参加を頂きまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

我が国において、少子高齢化、そして人口減少が進む中にありまして、外国人材の受入れについて、各界から様々な御意見がございます。また、訪日外国人旅行者の方々や、あるいは中長期にわたって我が国に在留する外国人の方々が増加をしている状況にあるなど、出入国在留管理行政を取り巻く状況、大きく変化をしているところでございます。

この懇談会は、国内外の状況を踏まえつつ、将来的な出入国在留管理行政の在り方について、広く各界の皆様方、有識者の方々からの御意見を承る、お聞きをする場として設けさせていただいたところでございます。

当面の出入国在留管理行政の主な検討の方向性といたしましては、共生社会実現のた

めに、外国人の方々の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れるということ、そして、適切な支援を行っていくとともに、ルールに違反をする外国人に対しては厳正に対処をする、厳正に対応するという観点から、一つにはデジタル技術等を活用した円滑かつ厳格な出入国審査を推進をするということ、そして、本邦に在留する全ての外国人の方々に適正な在留管理を行い、社会構造や経済活動の変化を踏まえつつ、受入れの在り方、これを検討するということ、そして在留外国人の方々に向けた支援を強化して、共生社会を推進するということ、そして難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護を図るということ、そして安全安心な社会の実現に向けて、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施をすること、これらの5つの検討の方向性を実現するため、出入国在留管理行政の基盤等を強化するということなど、多岐にわたる状況でございます。

いずれも今後の日本社会の在り方に大きく影響を及ぼす重要な課題でございまして、皆様方に御議論いただきました内容をしっかりと私どもとしても受け止めをさせていただきまして、次の出入国在留管理基本計画の策定を始めとする適時適切な施策の立案に生かしてまいりたいと考えているところでございます。座長を始め、委員の皆様方におかれましては、御専門の分野はもちろんのこと、それにとどまらず幅広い視点から、是非とも活発な御議論をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、この本懇談会、望ましい出入国在留管理行政の実現に資する有益の場となることを強く期待を申し上げます。

以上をもちまして、私からの御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

鈴木大臣は、御公務により、ここで退席させていただきます。

### 3 座長挨拶

○事務局 続きまして、本懇談会の座長をお引き受けいただきました一橋大学理事・副学長、野口貴公美委員を御紹介させていただきます。

野口座長は、これまで中央大学法学部、一橋大学大学院法学研究科において、行政法を御専門として教鞭を取られ、現在は一橋大学理事・副学長を務められておられます。また、内閣官房情報保全諮問会議、総務省行政不服審査会、警察庁政策評価研究会など、多くの会議の委員として御活躍されています。

それでは、野口座長から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○野口座長 ただいま御紹介にあずかりました一橋大学の野口でございます。この度、出入国在留管理政策懇談会の座長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今御紹介いただきましたが、私の専門は行政法という法律学です。入管行政との関わりといたしましては、第6次の出入国管理政策懇談会、第7次の出入国管理政策懇談会にそれぞれ参加をさせていただいております。第6次の懇談会では難民認定制度に関する専門部会、第7次の懇談会では収容・送還に関する専門部会にも参加をさせていた

だいております。

本日から始まるこの懇談会は、第7次まで続いた出入国管理政策懇談会の次に位置づけられるものでありますが、在留という言葉が入り、出入国在留管理政策懇談会として開催されるものと承知をしております。懇談会の名称に在留という言葉が入ったことを、よく認識しておく必要があると思っております。

また、今回のこの懇談会の開催は、令和5年法改正と令和6年法改正という二つの大きな改正を経た入管法を運用し定着をさせていくという、とても重要な時期にも当たります。御参加の委員の先生方からは、それぞれの分野、領域において、日々お感じになられている我が国の出入国在留管理の在り方、諸課題やその解決のための方策につき、具体的なお考えや御意見をお出しただいて、グローバル化とデジタル化とが急速に進む社会にふさわしい、新しい共生時代の出入国在留管理行政について、委員の皆様と議論をし、考えていく場にする事ができればと、強く願っております。

座長としては、委員の皆様の御意見をしっかりと伺いして、円滑な議論が進むよう努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

#### 4 委員等紹介

○事務局 続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

事務局から、御出席いただいております委員のお名前を五十音順に御紹介いたしますので、一言ずつ御挨拶いただきますようお願いいたします。

初めに、本懇談会の座長代理をお引き受けいただいております、筑波大学大学院人文社会系教授、明石純一委員でございます。

○明石座長代理 ただいま紹介いただきました筑波大学の明石純一と申します。本政策懇談会は、前回第7次に続いての参加となります。今回は僭越ながら座長代理を拝命いたしました。座長の野口先生、そして委員の先生方をサポートしながら、この政策懇談会が有益なものになるように努めます。

常々感じますのは、出入国在留管理における政府の役割、あるいは政府のかじ取りに対しての注目が年々強まっているということです。別の見方をすれば、人の国際的な移動、移住が、私たちの暮らしに、以前よりも様々な局面においてより深い影響を与えている、それが現代の日本社会だということだと思えます。本懇談会には様々な立場の方、多様な領域の専門家がいらっしゃいますので、皆様と今の、そしてこれからの日本にとって望ましい、求められる出入国在留管理政策の役割について、大局的に、かつ多角的な観点から論じることができる、この機会を非常に楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、オンラインでの御参加になります、日本商工会議所産業政策第二部長、大下英和委員でございます。

○大下委員 日本商工会議所、大下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、この後別の会議がございますので、オンライン参加ということで失礼をさせてい

ただきます。

私ども、商工会議所は、全国に515ございます。会員である中小企業では、深刻な人手不足が今、最大の経営課題となっております。外国人材の受入れに、既に多くの企業で取組が進んでおりますし、また、関心も非常に高い状態です。他方で、文化や言葉の違う方を受け入れながら一緒に仕事をしていくということ、また、そうした方々を地域で受け入れていくということについて、どこまで企業が役割を果たすべきなのかというところには、なかなか難しい課題も多く、壁にぶつかっている現状であります。

私の役目としては、そうした地方・中小企業の受入れの実態やそこから聞こえてきている要望やお声を、この懇談会でお届けすることだと思っております。地方で適切な形でより多くの外国人の方々が受け入れられ、共生社会が実現していくよう、懇談会の中で議論できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 同じくオンラインでの御参加になります、上智大学法学部教授、岡部みどり委員でございます。

○岡部委員 上智大学の岡部でございます。私、第7次の懇談会のおときからの参加となります。野口座長、それから明石座長代理を始め、当時の皆様、また御一緒できますことを大変光栄に存じます。それから、新しくこれからお知り合いになる皆様方、改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

私自身の専門は政治学、特に国際政治学ということで、ヨーロッパを中心とする難民や移民を受け入れてきた先進事例を見ながら、その政策当局がやってきたことと、それから取り分けやらなかったことが原因となって起こっている政治課題というものに、今着目をしている状況でございます。今回もそのような知見に立って、何かしらのお役に立てることができればというふうに思っております。

同時に、委員の皆様からのいろいろ御教授、御鞭撻を賜ることを強く希望しておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○事務局 同じくオンラインでの御参加になります、岡山県総社市長、片岡聡一委員でございます。

○片岡委員 皆さん、こんにちは。岡山県総社市長の片岡聡一と申します。私は、全国集住都市会議の座長役を今年から務めます。任期がどれぐらいいけるか分かりませんが、ちょっと地方を変えていかないといけないなと思って、そのリーダー役になろうと思って頑張りますので、よろしく願いしたいと思います。

この会議、もともとラテンアメリカ、ブラジル、アルゼンチンとか、そういった日系4世、5世の辺から始まっています、もともと外国人の方々が迷惑だという地方都市の集まりから始まっています、本当のことを言うとですね。日本語が分からない子供がクラスに3人もいたら、授業が止まっちゃうじゃないか、だから加配の先生の給料を国が出してよみたい、そういう圧力団体的なものから始まっています。

今は全く違うフェーズに入っていくべきで、ブラジル、南アメリカ大陸から今、ベトナム、インドネシア、フィリピンに変わってきていますけれども、ラテンアメリカ対応で学んだ知恵みたいなものを、これから新しい多文化共生社会に取り入れて、ちょっと考え方を改めて頑張っていこうと思っているので、よろしく願いしたいと思います。

○事務局 続きまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部地域政策部主任研究員、加藤真委員でございます。

○加藤委員 今、御紹介にあずかりました加藤と申します。今回新たに参画をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

私自身は、普段は主に低熟練から中熟練の外国人労働者の受入れ、それから定着に関わって、特に受入れ競合国となる韓国とか台湾との比較研究であったり、あとは労働者の送出国となる東南アジアとか南アジア辺りの実態調査把握等を行っております。こうした場でいろいろ御議論できることを有り難く思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、杏林大学総合政策学部教授、川村真理委員でございます。

○川村委員 御紹介あずかりました杏林大学総合政策学部の川村真理と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の専門は国際法でございます。特に国際難民法、そして国際人権法を中心に長年研究を続けてまいりました。出入国在留管理行政との関わりにつきましては、2015年から難民審査参与員を務めさせていただいております。現在もその役をお引き受けしているところでございます。また、過去には、難民認定制度の運用見直し状況検証のための有識者会議、いわゆるモニタリング会議というものでしたが、そちらの委員を拝命いたしました。それから、第7次の政策懇の下にありました収容・送還に関する専門部会の委員も務めさせていただきました。この委員会、専門部会の後も、例えば難民該当性判断の手引の策定、その他いろいろな局面で意見をさせていただく機会もいただきまして、その後、第211回国会参議院の法務委員会の参考人といたしまして、2023年、令和5年の入管法改正の質疑におきまして、意見を述べさせていただく経験をさせていただきました。

国際情勢や難民、移民を取り巻く問題には喫緊の課題がたくさんございます。こうした国際社会への対応、また、2023年の入管法改正施行になりまして、この運用ということ、非常に注目があると思います。難民認定行政、それから補完的保護対象者の認定制度、その他在留特別許可等、新しい制度がうまく運用されるように、また、今年、2024年の入管法改正につきましても、これまでの知見、経験を踏まえて、皆様と御議論をさせていただけること、大変うれしく思っております。しっかりとこの懇談会の委員としての役目を果たしていくように頑張っていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、名城大学法学部法学科長、近藤敦委員でございます。

○近藤委員 こんにちは、近藤敦です。

私は、憲法、国際人権法、移民政策を研究しております。入管庁では、在留外国人の基礎調査に参加したり、あと東海地方の多文化共生推進プランづくりなどに参加しております。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、全国中小企業団体中央会事務局次長、佐久間一浩委員でございます。

○佐久間委員 全国中小企業団体中央会の佐久間と申します。

私どもの組織は、事業協同組合、商店街とか地域の産地組合、いろんな種類で協同組合等の組織がありますけれども、大体2万8,000の会員組合、そしてその構成員は約220万を超えるという組織体になっております。今般、技能実習制度から育成就労制度へ、そしてまた特定技能制度の見直しが進められておりますが、私ども特に技能実習制度では、大体3,700を超える監理団体のうち、93%が事業協同組合、または商工組合とか、中小企業が組合制度を活用し、運営をさせていただいているところであります。

いろいろこういう節目の年でございます。そして、この懇談会にお声掛けを賜りまして、今回、参画させていただきました。在留される外国人は、日本人や、日本に足りない技能やスキルを持っていて、かつ、やっぱり日本が好きで、融和的で、そして日本文化や慣習、ルールに順応しようとしている方が大部分だと思っておりますけれども、一方で、失踪者とか、それから不法の滞在者、また犯罪に巻き込まれたり、また自ら起こしたりとか、そういう環境下で働かされ、影響が出ている外国人というのが、実際、後を絶たないということもあり、社会問題化していると思っております。

外国人はインバウンド需要を見込めますが、他方ではオーバー・ツーリズムといった状態も生じております。地域住民の生活にも悪い影響を及ぼすおそれもあるとあって、適当な資格を持って、ちゃんと審査を受けて、そういう外国人を適切に受け入れていく施策を設けることも必要なのではないかと思います。

やっぱり日本国民が頼るのは、日本国政府であり、外国人施策を通じて執行していただくのにあたり、中心になるのは「出入国在留管理庁」であります。外国人の出入国を管理する、いわば「水際戦略の要」という組織ですので、現在も膨大な業務量とか、それから人員不足という問題もあり、この人員確保の問題等にも対応していくということで直ちに、本来であれば人員の増加等修正をしていただくのがよろしいのではないかと思います。

これから委員の皆様と、また事務局の皆様と、様々な議論をしていきたいと考えております。何卒よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○事務局 続きまして、福島大学理事・副学長、佐野孝治委員でございます。

○佐野委員 改めまして、皆様、こんにちは。

私の専門は、開発経済学という開発途上国の研究をしております。その関係で、十数年前から韓国の雇用許可制の研究を進めております。現在は、福島という地方におりますので、地域の活性化に向けた外国人労働者の受入れ、また多文化共生の社会づくりに関心を持って研究をしております。

先ほど、加藤委員が発言されておりましたけれども、外国人労働者受け入れ競合国である韓国や台湾は、いろいろなチャレンジをして制度改革しておりますので、そういった政策・制度のメリット、デメリットというのをしっかりと踏まえながら、我が国の政策に資するような議論をさせていただきたいと思っております。

特に、先ほど集住地域の岡山県の片岡市長さんがいらっしゃいましたけれども、集住地域だけではなく、散在地域においても、外国人の方がいらっしゃって、何をやっていか分からないというところも多くありますので、そういった視点から発言をさせてい

ただき、皆様と一緒に議論させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、中央大学法学部教授、四方光委員でございます。

○四方委員 四方でございます。私は、今回初めて参加させていただきまます。光栄に存じます。どうかよろしくお願いいいたしたいと思います。

法学部では、刑事施策と犯罪学というのを担当させていただいております。私は7年ぐらい前までは警察庁に、ポリスの方ですよね、勤めておりまして、僅かな期間ではありますがけれども、外国人犯罪対策と、それから外国人の方々に安全・安心を届けるサービスの面、両方携わったことがございますので、治安対策の観点、あるいは外国人の方々の安全・安心の観点から、微力でございますけれども貢献できたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長、富高裕子委員でございます。

○富高委員 ただいま御紹介いただきました、連合で労働政策全般を担当しております富高と申します。よろしくお願いいいたします。

労働者の代表ということでございますので、主に雇用や働く者の保護という観点から議論に参加したいと思っております。外国人労働者は単なる労働力ではなく市民でもありますので、共生の観点も踏まえて議論をさせていただければと思います。よろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、日本経済団体連合会産業政策本部長、堀内保潔委員でございます。

○堀内委員 経団連の堀内と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。私自身は、前の第7次の出入国管理政策懇談会の途中から参加させていただいておりますけれども、引き続きこの懇談会にも参加させていただきまして、ありがとうございます。

経団連におきましても、外国人政策は従前より様々な接点があったところですが、改めてその重要性が高まってきたということで、今年度、外国人政策委員会を設けまして、御関心の高い会員企業の参画を得て、様々な課題の対応について検討してまいりたいと考えているところでございます。

どうしても団体のメンバーが大企業中心ではございますけれども、やはり日本経済、それから社会全体において、どのような外国人政策の在り方が、施策が望ましいか、検討してまいりたいと考えているところでございます。また、この懇談会でもいろいろ勉強させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局 続きまして、弁護士、増子孝徳委員でございます。

○増子委員 日本弁護士連合会の推薦によりまいりました、弁護士の増子孝徳でございます。

令和4年度に日弁連の副会長を務めておりましたけれども、その任期中は、難民申請に係る送還停止効の例外を設けることや、収容に代わる監理措置制度の創設などを内容といたします入管法等改正法案が入管庁、そして法務省において検討されていた時期でございました。また、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が設置されまして、かねて日弁連がその問題性を指摘してまいりました技能実習制度の見直しの検討が、政府においても具体的に始まった時期でございました。そうした時期に、

これらの問題に対する日弁連としての対応に当たっておりました。現在は、日弁連におきまして、人権侵害の被害者やその関係者から人権救済の申立てを受けまして、調査の上措置等を行うというのを主な業務といたしております、人権擁護委員会というところの委員を務めております。

基本的人権は、人間の尊厳に基づく固有の権利でありますので、外国籍の方々等の基本的人権を日本国籍者と同様に尊重されなければならないと、このことが出入国在留管理及び難民の問題についても貫かれなければならないと、これが日弁連の一貫した見解でございます。こうした立場から、個々の制度はもちろんですけれども、外国人との共生ということについて、委員の皆様との意見交換を通じて、この懇談会の議論に参加できるように努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、オンラインでの御参加になります。京都大学東南アジア地域研究研究所准教授、マリオロペズ委員でございます。

マリオ先生、聞こえておりますでしょうか。

失礼いたしました。ちょっと通信状況が悪いようですので、次の先生を御紹介させていただきます。

○マリオロペズ委員 皆様、聞こえますでしょうか、音声少し途切れておりますので…聞こえますでしょうか。

○事務局 こちら、音声届いております。

○マリオロペズ委員 はじめまして、私、京都大学のマリオロペズと申します。私は現在海外出張のため……

○事務局 マリオ先生、申し訳ありません。こちらで音声聞き取れない状況でございます。

○マリオロペズ委員 皆さま、初めまして。京都大学東南アジア地域研究研究所、マリオ・ロペズと申します。現在、海外出張のため、本日直接出席できないことを心よりお詫び申し上げます。私は日本に24年間滞在しております。専門は文化人類学ですが、長年、移民研究に専念しています。日系人や国際結婚を踏み切った在日フィリピン人の日常生活や東南アジアおよび東アジアから日本への移動に焦点を当てています。過去15年間にわたって、特に外国人介護労働者の増加に関する調査を行っており、移民労働者、つまり介護福祉士や看護福祉士などと日本人労働者が介護分野でどのように関わり合うか、また、日本の人口減少において日本を拠点にする移民が将来的にどのような在住を目指しているかを研究しております。私自身は日本国籍を持たない外国人ですが、この懇談会にお招いていただいて、深く感謝申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。マリオ先生の御発言につきまして、事務局の方でしっかり起こして、出席者の皆様に共有させていただきたいと思っております。

続きまして、群馬大学大学教育・学生支援機構教授、結城恵委員でございます。

○結城委員 皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました群馬大学の結城でございます。参加は今回が初めてでございます。どうぞよろしく願いいたします。

私が勤務している群馬県は、外国人の集住化、散在化、そして都市化とそれから過疎

化、これが同時進行に展開している場であります。私はここに勤務して26年になります。その間、外国人との共生の在り方を模索してまいりました。その模索の仕方は、幼稚園から高齢期、このライフステージにそれぞれのステージでどのような支援が必要なのかということ、産官学金、そして、本学では全学で連携を取りながらアクションリサーチを進めていくという方策で、その在り方を模索してまいりました。あるテーマは県の施策にも反映していただいたり、市町村の施策にも反映していただいたりいたしました。

この中で、一貫して私たちが貢献できることは何かと思いますと、こういった地方の観点から、しかも当事者、つまり外国人住民と日本人住民の観点から、何が求められているのかということ、丁寧を集めてきたことかなというふうに思います。今回お招きいただいたこの委員会でも、そういった観点で御貢献できることがあれば、大変有り難いと思っています。

なお、現在担当している委員としましては、旧文化庁、現文部科学省の生活者としての外国人の地域日本語教育に関するアドバイザーを担当させていただいています。また、文部科学省の留学生就職促進プログラムの委員も担当しております。また、こちらの出入国在留管理庁におきましては、外国人支援コーディネーター養成の在り方に関する検討会の委員を令和4年度から務めさせていただき、大変やりがいを感じております。さらに、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会も担当させていただいているのですが、担当するに当たり強く感じておりますのは、日本におきまして、多文化共生や在留管理という問題について、非常に有り難いなと思っているのは、省庁が連携して取り組もうとしていること、それが進んでいることは素晴らしいことだというふうに感じております。それというのも、2日前に韓国から全国的な大学協議会の会の方が来られて、なかなかそういうことができない状況にあるというふうに伺いました。この特性を生かし、どんなことができるのか、微力ですがお手伝いさせていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 委員の皆様、ありがとうございました。

以上、本懇談会は全16名の委員の方々により構成されております。

それでは、プレスによる撮影はここまでとさせていただきます。プレスの方は、ここで御退室いただきますようお願いいたします。

続きまして、出入国在留管理庁の出席者を紹介させていただきます。

(事務局から出入国在留管理庁出席者を紹介)

それでは、以後の議事の進行は、座長をお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 5 出入国在留管理行政の概要説明について

○野口座長 それでは、これより出入国在留管理政策懇談会第1回の議事を進めさせていただきます。

本日は、事務局から出入国在留管理行政について説明をしていただきますが、その前に、この懇談会の議事の公表等につきまして、3点ほど委員の皆様にお諮りしたいと存

じます。

具体的には、懇談会の非公開、議事録の公表、資料の公表の3点でございます。

まず、この懇談会の会合につきましては、委員の皆様方に自由に御議論を頂くため、非公開とさせていただきたいと存じます。その代わりに、議事録につきましては、会合後に事務局において議事録案を作成し、御出席いただいた委員の方々に御発言内容を御確認いただいた上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載して公表することとしたいと思っております。

さらに、会合の資料につきましては、原則として全て公表したいと考えておりますが、今後の会合において、公になっていない資料を会議の場で御覧いただくことも考えられますので、その際は、公表、非公表の判断をその都度させていただきたいと考えております。

いずれもこれまでの出入国管理政策懇談会と同様の取扱いではありますが、御了解を頂けませんでしょうか。

ありがとうございます。御意見がないようですので、本件につきましては、今申し上げました方法とさせていただきます。

それでは、次に出入国在留管理行政の概要説明について、本針政策課長から説明をお願いします。

○本針政策課長 政策課長の本針でございます。よろしくお願いいたします。

資料に従いまして、出入国在留管理行政の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、資料1の1ページを御覧ください。こちら、出入国在留管理基本計画の概要と題している資料でございます。

出入国管理基本計画、これは、この出入国在留管理基本計画の前身に当たる計画でございますが、平成元年の入管法改正により策定することとなったものでございまして、左上のこれまでの策定履歴にあるとおり、平成4年、1992年に第1次計画を策定して以来、5回にわたって策定してきたものでございます。

その後、平成30年、2018年の入管法改正によりまして、出入国在留管理庁の創設に伴い、名称に在留が加わって、出入国在留管理基本計画となり、その第1次計画が平成31年、2019年4月に策定されているところでございます。

なお、計画の策定におきましては、出入国管理政策懇談会から報告書の提出を頂き、それに基づき策定するというプロセスを経ることが通例でございまして、今回もこの出入国在留管理政策懇談会から報告書の提出を頂くというプロセスで、この計画を作成していければと考えているところでございます。

その上で、前回の第1次計画におきましては、入管庁発足後速やかに策定することとしたため、旧来の第5次計画をベースとして、その策定後の状況の変化について、加筆修正した上で、前身の第7次懇談会の了承を得て策定したという経緯がございます。よって、基本的には、既存の計画に係る時点更新という性質のものとして策定したという経緯がございますが、今回そういった意味では、新たな政策の方向性を打ち出すという実質的な基本計画を策定いただくこととなりますので、第5次を策定した平成27年、

2015年以来、約10年ぶりの計画の策定ということになります。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。これは、平成31年、前回第1次計画として策定した出入国在留管理基本計画における基本方針、それから今後の方針としての対応策をまとめたものでございます。

基本方針といたしましては、この丸が6つございますが、①我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと、それから、②開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進すること、③受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと、④訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること、⑤安全・安心な社会の実現のため厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと、⑥難民については国際社会の一員として適切かつ迅速な保護の推進を図っていくこと、以上の6点を基本方針とし、全ての取組を通じて外国人への人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していくこととしておりましたので、その基本方針にのっとり、ここに書いておりますとおり8つの対応策に分けて記載したものでございます。

また、前身の第7次懇談会は、全24回の会合を開催しているところでございますが、先ほど申した第1次に当たります出入国在留管理基本計画の策定後に10回の会合を開催しまして、その議論を中心とした提言を報告書としてまとめていただいております。報告書で新たに提言された施策の実施状況について、資料2としてまとめさせていただいております。その多くの課題については、実施済み、又は実施中となっております。おおむね達成できておると考えておりますけれども、今後議論をさせていただく際にも、そういった前回の第7次懇談会での提言されたものも踏まえながら、御議論をしていただければと思っております。

資料1に戻っていただきまして、3ページにありますとおり、出入国在留管理行政については、大きく五つの柱、すなわち出入国の管理、それから外国人の在留の管理、3つ目が受入れ環境の整備、四つ目が不法滞在者等の退去強制、五つ目が難民又は補完的保護対象者の認定ということで、大きく五つの柱があるわけですが、それぞれのこの五つの柱に関連した資料を、4ページ以降付けさせていただいておりますので、順に説明をさせていただければと思っております。

まず、出入国の管理に関しまして、4ページの外国人入国者数の推移の表を御覧ください。

棒グラフの水色で示しております外国人入国者数は、コロナ禍の時期から比較すると大幅に回復傾向にあります。また、今回のこの資料にはまだお付けできていませんけれども、令和6年度上半期の外国人入国者数は、1,782万人以上となっております。前年同期と比べて60%以上も増加しております。このため、令和6年通年の外国人入国者数については、令和元年の約3,100万人を上回り、過去最高の入国者数になると見込まれているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは、出入国管理施策として導入を検討している、日本版ESTAの資料になります。

観光など、短期滞在を目的とした査証免除国、地域の外国人を対象として、出発前に入国目的や滞在等の情報を申告させ、事前に審査を行うシステムでございます。これは、5ページの右側にありますように、多くの国によって既に導入しているという状況でございます。これによりまして、入国審査官への接触なしで入国することが可能となり、入国審査待ち時間の大幅削減が見込まれるところでございます。この施策は、2030年までに導入することを目指しているということでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。6ページは、税関と入管における共同キオスクの概要についての資料となります。これは、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、財務省の管轄の税関と共同で導入したものでございまして、入管、税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能としたものでございます。2024年、本年1月以降、羽田空港第2ターミナルにおいて実証実験を行っておりまして、今後の本格導入を目指しているところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは、在留管理に関する資料になります。7ページは、在留外国人数、それから外国人労働者数の推移についてお示ししている資料でございます。令和5年末は在留外国人数が約341万人のところ、外国人労働者数は約205万人となっております。

8ページを御覧ください。8ページは、在留資格一覧でございます。左側に就労が認められる在留資格、右側に活動制限のない身分、地位に基づく在留資格、就労が認められない在留資格等を、それぞれ分けて記載しております。

続きまして、9ページを御覧ください。9ページでは、在留資格別の在留外国人の構成比の最近10年間の変化を表しているものでございます。特に技能実習、技術・人文知識・国際業務、それから、平成31年に新たに創設されました特定技能、こういったものが大きく増えているという状況でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、同じ在留外国人につきまして、国籍、地域別の構成比の変化を表したものでございます。ここ10年の間に特に、色としては灰色になりますけれども、ベトナムを始めとしましてネパールのほか、インドネシア、ミャンマーという東南アジアの国々が増加しているということが見受けられます。

続きまして11ページ、こちらは、外国人労働者数の内訳を示しているものでございます。外国人労働者数は、令和5年に初めて200万人を超えておりまして、初めて100万人を超えた平成28年から比較しますと、7年間で約2倍に増加しているということが分かります。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらは、外国人労働者の受入れに関する基本方針でございまして、この政府の方針は大きく二つに分かれておりまして、一つ目は、専門的・技術的分野の外国人は受入れを積極的に推進するということ、それから、もう一つは、それ以外の分野の外国人については、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分に慎重に対応するというところでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。こちらは、育成就労制度の創設等を行った令和6年の法改正の概要を御紹介している資料でございます。就労を通じた人材育成及

び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、公布の日から原則3年以内に施行することとしているところでございます。

続きまして、14ページから17ページにかけての資料でございますが、こちらは、今後の在留管理の目標と記載した資料をお示しさせていただいております。

在留管理の目標は、外国人を受け入れる範囲を明確化し、在留外国人の在留状況を継続的に把握することにより、それぞれの在留条件に応じた的確な在留管理を行うことと考えております。そのためには、受け入れる範囲に当てはまる外国人については、可能な限り手続を簡素化する一方で、問題があると疑われる者については、速やかに状況を確認して適正化を図り、出入国管理の適正化と合わせて、偽装滞在者、不法滞在者を発生させず、放置しない仕組みを作ることが必要と考えております。

これを踏まえて、具体的な対応策を検討するに当たり、14ページの下の大きく三つの方向性を考えております。

一つ目に、予見可能性を高めるため、在留資格の見直しや在留審査基準を明確化することなどにより、手続の透明化を図ること、二つ目に、効果的な在留管理を行うため、真に必要な在留管理情報を整理し、在留審査を効率化することなどにより、高度化を図ること、三つ目に、偽装滞在事案等へ適切に対応するため、在留管理情報を活用し、在留管理体制を見直すことなどにより、実効性を確保することであるとと考えております。その詳細について、15ページから17ページに、これまで講じてきた措置などについてまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、今度はその三つ目の不法滞在者等の状況についての資料でございます。これは、不法滞在者の中で、不法残留者数の推移を示した表でございます。平成5年には約30万人と不法残留者がピークを迎えましたが、不法滞在者5年半減計画などを経て、大幅に減少させることに成功しました。一方で、最も不法滞在者数が少なかった平成26年における約6万人を節目に、最近では増加傾向となっているところでございます。

続きまして、21ページの資料を御覧ください。21ページにつきましては被收容者数の推移でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い減少したものの、近年は増加傾向にあるという状況でございます。

ちょっとまた資料が飛びまして、24ページを御覧ください。こちらは、難民、それから補完的保護対象者の認定制度の概要を示した資料でございます。下の段の左側の補完的保護対象者の認定制度は、昨年、令和5年度の12月1日に施行されているところでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。ちょっと駆け足で申し訳ありませんけれども、左側のグラフでは、難民認定申請者数の推移を示しております。平成29年に約2万人と過去最高となり、そこから減少していったものの、令和4年からは再び増加しているという状況でございます。それから、右側のグラフでは、複数回申請を行った者の推移を掲載しておりますが、特に令和5年において、複数回申請は、申請者全体の12%を占めているという状況でございます。

続きまして、26ページを御覧ください。こちらは、難民認定申請の処理状況をお示

ししておるところでございます。右下の折れ線グラフでございますとおり、平均処理期間が2年を超えている状況が続いているということが分かりますかと思っております。

続きまして、27ページを御覧ください。こちらは、難民認定者数等の推移を示しております。難民認定者数は、難民条約で我が国について効力が生じた昭和57年以降、過去最高を記録しているという状況でございます。また、下のグラフでは、難民認定者数だけでなく、人道上の配慮による在留許可についても、多く認められているということが分かるものとなっております。

続きまして、28ページでございます。こちらは、昨年の12月から施行されました補完的保護対象者の認定制度の運用状況でございます。12月から今年の2月までの累計の速報値をお示ししておりますが、補完的保護対象者認定申請者数は1,110人、それから補完的保護対象者の認定者数は647人でございます。そのうちウクライナからの避難民の方は、それぞれ約95%、99%ということで、大多数を占めているという状況でございます。

続きまして、29ページでございます。これは、一つ前の令和5年の入管法改正で対応した課題をお示ししているものでございます。改正前に入管法上、いわゆる送還忌避者を送還できなかったという問題が生じていたほか、収容する期間が長期化するなどの収容に関する諸々の課題が生じていったという状況がございました。また、いわゆる紛争避難民などについて、確実に保護する制度が十分でなく、法務大臣の裁量で保護するという状況であったことを記載している資料でございます。

続きまして30ページ、この29ページに御紹介させていただいた課題を踏まえて、令和5年の入管法等改正法の概要をお示したものでございます。28ページでも触れました補完的保護対象者認定制度の創設のほか、中ほどの水色の1にありますとおり、送還停止効の例外規定、それから緑色の一番上、1にありますとおり、収容に代わる監理措置等が設けられたということが記載がされているところでございます。

続きまして、31ページでございますが、これは、政府における共生施策の変遷を時系列順に記載したものでございます。平成18年に内閣府を中心に、生活者としての外国人に関する総合的対応策が取りまとめられたということから始まりまして、平成30年には法務省に外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与することが閣議決定され、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が設置されたところでございます。また、平成30年12月には、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が関係閣僚会議において策定され、以後、毎年度改訂しているところでございます。

また、令和4年には、外国人との共生社会の実現に向けて、中長期的な課題に取り組むことを目的とした外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを策定し、今後5年間に取り組むべき方策等を示したという経緯があることをお示ししております。

続きまして、一つ飛ばしていただきまして、33ページを御覧ください。この33ページでは、先ほどのロードマップ等に基づいて検討し、本年度から育成・認証を開始する外国人支援コーディネーターの概要について御紹介させていただいているところでございます。

それから、34ページを御覧ください。こちらは、外国人在留支援センター、FRE

SCの業務の概要をお示ししているものでございます。FRES Cでは、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関が連携し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的、効率的に進めているところでございます。具体的には、在留期間の更新、在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っているところでございます。

続きまして、35ページ、こちらは出入国在留管理庁の組織についての資料でございます。出入国在留管理業務を所掌する組織としては、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置され、また、出入国在留管理庁の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方出入国在留管理局、その下に支局及び出張所が設置されています。また、出入国在留管理庁の施設等機関として2つの入国管理センターが設置されています。

最後に、36ページになります。こちらは出入国在留管理庁の予算等について御紹介した資料でございます。近年の厳しい行財政事情の中にあっても、右上にありますとおり令和6年度予算は前年比約16%増の約797億円となっております。出入国在留管理庁の職員は、右下のとおり令和6年度で6,358人で、年々増加傾向を続けております。しかし、出入国者数、それから在留外国人数等々も年々増加しております。それに伴い、先ほど申し上げた大きく5つの分野において、いずれも業務量は引き続き高水準で推移しているところでございます。そういった中にあっても、そのような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、より一層必要な人的体制を整備していくことが必要と考えているところでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

○野口座長 ありがとうございます。

本日の議事進行ですが、まず、ただいまの説明に関する質問を受け付け、その後意見交換というふうに進めさせていただきたいと存じます。合わせて3時半までというタイトな予定になっておりますので、進行に御協力いただけましたら幸いです。

ただいまの御説明に対して、御質問があればよろしくお願ひいたします。御質問がある方におかれましては、会場では挙手でお知らせを頂き、オンラインで御参加の委員の先生方におかれましても、挙手機能を使ってお知らせいただけましたらと願ひいたします。いかがでしょうか。

片岡委員、よろしくお願ひいたします。

○片岡委員 すみません、13ページの育成就労計画の認定制度の変更の、変更というか新しいルールで、転籍の場合って、やむを得ない事情がある場合とか、この文言を書いているんですが、この育成就労制度は、できれば転籍をしない方がいいという認識で作っている制度なんですか、それとも、もっと自由度を増して、外国人に寄り添った形でもっと増やしていこう、転籍を容認していこうという容認派なんですか。どっちなんですか。

○野口座長 事務局から御回答、よろしくお願ひいたします。

○本針政策課長 ありがとうございます。政策課長の本針でございますが、回答させていただきます。

今、片岡先生がおっしゃった育成就労制度におきまして、従来、技能実習制度におきましては、このやむを得ない事情がある場合の転籍は認めているわけですが、それ以外は基本的に認めないということになっておりまして、これは、技能実習は技能等の習得を目的としているものですから、それをより効率的に習得していくためには、同じ職場で継続してやっていただくのがより効果的な技能習得になるだろうという観点で、認めていないという経緯がございます。

今回、そういった意味では、この同一業務区分内であればとか、そういう幾つかの条件はありますけれども、そういったやむを得ない事情がない場合であっても、本人意向の転籍を認めるということにしております。

これは、今の片岡委員の御指摘の中でいうと、引き続き育成を効果的に行うという意味では、同じ会社でそのままやっていただいた方が効果的に習得できるのではないかという観点もあろうかとは思いますが、ただ、労働者、今は技能実習生もそうですけれども、より育成就労制度ということで、労働者としての権利をより厚く考えるといった中では、そういった習得という目的は変わらないものの、一定程度の要件を満たした中でいうと、その転籍、職場を変えるということを認めていこうという方向でございますので、同じところで3年間、これは育成就労制度、3年間で技能等を習得する、特定技能1号に届くようなレベルでの技能を習得するというところでございますが、そういった趣旨の中で転籍を認めているということで考えさせていただいているものでございます。

○片岡委員 分かりました。

ただ、以前技能実習生の3年よりも比較的楽に転籍ができるような制度に変わるということですね。

○本針政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○片岡委員 分かりました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

本日ちょっとオンラインのやり取り、音声に不具合が生じたりもしているようですが、何かあれば、またチャットなどでお知らせいただけましたら幸いです。

そのほか、御質問いかがでしょうか。

佐野委員、よろしくお願ひいたします。

○佐野委員 2点ございまして、18ページの不法残留者数の推移というところで、私は先ほど申し上げたように韓国の研究をしておりまして、韓国では、非常に不法残留が多いという課題があります。それに対して、日本は非常に少なく、パフォーマンスが良いと理解していたんですが、この10年ぐらい、緩やかではありますけれども、不法残留者数が増加している要因について、もしおまとめいただいているようでしたらお聞かせいただきたいというのが1点です。

もう1点ですが、36ページ目のところの予算と人員ということで、非常に財政が厳しい中でもしっかりと予算措置がされていて、また人の措置がされているというのはすばらしいことだなと思いますが、上段のところの当初予算の物件費のところ、政府情報システム経費だけが積み上がっているのか、あるいは全体的にも積み上がって

いると理解していいのかについて、お伺いしたいと思います。

○野口座長 ありがとうございます。入管庁の方から御回答いただけましたら幸いです。

○東郷警備課長 すみません、警備課長の東郷でございます。御質問ありがとうございます。私の方から1点目についてお答えしたいと思います。

最近、不法残留者数が増えているということなんですけれども、こちらにつきましては、我々もいろいろな複合的な原因があるので一概にも申し上げられないんですが、ただ、この統計も先ほどお示ししているように、入国者数が非常に増えていると。そうすると、新規に不法残留する方というのがやっぱり増えてしまうと。これは割合の関係で、ある程度仕方がないと。当然、我々入管としては、こちらのところに書いてあるように個人識別情報の取得の制度の導入とか、対策は取っているんですが、やはり入りの圧力が非常に大きいということで、なかなか追い付いていなく、微増という形になってしまっているものというふうに考えております。

○佐野委員 分母が大きくなっているということなので、理解できます。ありがとうございます。

○野口座長 2点目についてはどうでしょうか。

○白井総務課長 予算の関係等のところです。総務課長の白井です。質問ありがとうございます。

予算の増加の部分で、確かにいわゆるそのシステムの関係の予算が大きいという特徴がございます、そこがもちろん増えている部分の大きな部分であるんですけども、他方で、やはり支援の関係の経費でありましたり、その他の経費についても増額は、査定はいただいておりますので、全体的に予算は、当庁の業務の必要性は御理解いただいた上で増えてきているということだと理解はしております。

○佐野委員 分かりました。ありがとうございます。

○野口座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はいかがでしょうか。よろしいようでしょうか。

それでは、続きまして意見交換の時間とさせていただきます。御意見がおありの先生方は挙手でお知らせを頂きましたら幸いなのですが、オンラインの先生方は挙手機能を使っていただいて、会場の先生方には、少し行儀が悪くて恐縮なんですけど、こういう形で札を上げておいていただけますと、座長が不慣れな私でも、先生方を間違いなく当てられると思いますので、御協力を頂きましたら幸いです。いかがでしょうか。

近藤委員、よろしく願いいたします。

○近藤委員 5点あります。手短に紹介します。

施策番号8と30と19の関連で、優良企業の優遇施策と企業への情報提供と多様性のビジョンということに関連するものです。

浜松市が優良企業の認定制度を設けて、公共調達での優遇とか日本語学習補助をしていますが、いずれは多様性検証というのがEU諸国では全てあって、そういうものを推進するキャンペーンみたいなものをして、要するに、外国人だけではなくて、女性とか高齢者とか性的少数者とか、そういうところの差別のない職場環境を作る優良企業に何らかのインセンティブを与えることで、それを推進して、企業がそれを署名して守って

いくという、そういう文化を作っていく必要があると思います。既に愛知県では、多様性検証とそのインセンティブの施策の在り方を、職員と一緒に検討を始めている段階です。

二つ目です。施策番号13の永住者の資格の規制と緩和に関してですが、規制として、将来的な話ということで、緩やかな形で日本語要件を入れるかを検討する。帰化の日本語要件よりも易しくしてもいいですが、また、一定の日本社会の知識についての要件を入れるかも検討する。他方、緩和として帰化の居住要件と同じく原則5年の居住要件にすることを検討する。帰化よりも長い居住要件を永住に課すというのは、他国に例のないちょっと日本特有のいびつな制度になっているので、そろそろ見直す必要があるのではないかと思います。

三つ目です。施策番号28と19、日本語教育と共生社会の実現について。オンラインやオンデマンドと対面の日本語講習、社会講習の仕組みを検討するとともに、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップというのは、実質的には多文化共生社会基本計画の様相を持ちつつあります。そろそろ多文化共生社会基本法など、名称はいろいろあるでしょうが、そういう法律の下に共生施策の体制整備を整えるということも検討することが必要かと思えます。

四つ目です。施策番号21と32と資料1の36ページとの関連で、受入環境調整担当官を始め、在留支援ないし共生施策の固有のスタッフを採用、育成強化して、共生施策の立案や自治体を含む外国人支援団体との協力連携を強化するといいかと思います。先ほどの36ページのところでは、警備とか入国審査というのが内訳にあるんですが、例えば共生担当官みたいな人が内訳として出てくると。これは、自治体の方の意見としては、どうも入管の職員のイメージは規制のイメージがあって、急に今、多文化共生とってきても、ちょっと何か付き合いにくいというのがあって、もうちょっと共生の面を前面に出せる、そういうポジションなり、そういうスタッフの養成が必要かと思えます。

最後、5番目です。マイナンバーについて。単純出国した人が新たに入国した場合に、新たに別のナンバーを作るみたいなんですが、できれば以前のマイナンバーがそのまま使えるような工夫をして、税の捕捉などを確実にするというところも検討してください。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

先生の御指摘は5点にわたっていたかと思いますが、質問という形ではございませんが、今の段階で入管庁の方からお答えいただけることがあれば、是非よろしく願いいたします。

○本針政策課長 ありがとうございます。政策課長の本針でございます。いろいろな多岐にわたる御指摘、御意見、ありがとうございました。

1番目の、これはもともとの施策のところでは技能実習、ここまで見直しに係る部分のところだとは思っておりまして、こういう中で、こういう優良なものについてどういう形でインセンティブを課していくのかということところは、非常に重要な観点。

それから、三つ目におっしゃった日本語の教育の観点、これもいろんなフェーズがあ

ろうかと思いますが、今回、正に技能実習制度と特定技能の見直しの中で、育成就労制度、特定技能制度においても、この日本語の教育をどのような形で確保していくか、非常に重要な観点だと思っておりますので、このインセンティブをどう深く、より望ましい形にしていくか、それから日本語教育の環境を、働きながらというどうしても、先ほどのオンラインのような形の形態も、どういう形で認めていくかというようなことも、一つの議論をする部分だと思っておりますので、今いただいた御指摘をしっかり受け止めて対応していきたいと思っております。

それから、二つ目にいただいた永住の関係、これは、正にこの在留資格制度の中で、永住、ある意味外国人として在留している中では一番優遇された資格でございます。特に、日本に長くいらっしゃるという中でお与えしている要件の関係で、今、日本語の要件、それから在留の要件という中での御指摘いただいたところだと思っております、正に外国人の方に長く住んでいただくときに、どういったことを要件として、今の要件をどう変えていくべきかというところだと思いますので、今後また、現状の御説明等もさせていただきながら、それぞれの論点の中での御議論を深めさせていただければと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

それから、四つ目ですね。受入れの環境整備の中での共生担当官ということで、ちょっと説明の方、十分でなかったところがあるかもしれませんが、36ページの資料は、どちらかという官職としての入国審査官、警備官、法務事務官ということではございますが、今、近藤先生おっしゃったような意味で、受入れ環境、自治体の方と接点、どうしても私も、今まで入国管理局として、管理が前面になったような対応が多かったところを、出入国在留管理庁になった際に、その共生施策についても自治体の方々にも御意見を伺うということで、そういう担当官も今、地方の各支分部局等にも配置して、地方自治体の皆様からお声を聞くようなことをさせていただいているところではございますが、よりお声を聞きやすい状況を今後とも作っていくことが重要だと思っておりますので、そこは、また今後とも進めさせていただければと思っております。

それから、一番最後のマイナンバーの関係でございますが、ここはちょっと入管直接の所管ではないのですが、ちょっと若干、私、今把握している中で申しますと、マイナンバーの付与は、同じ方であればもう一度、例えば自治体に来たときに、いわゆる住民票をベースにして作成されます。自治体、市町村の方々は、いわゆる4情報という、氏名とか生年月日とか、そういった情報を基にして、過去に同じ人についてマイナンバー、住民としての、これはその市町村というだけではないわけですが、ということが確認できれば、同じ番号を付与するという運用がなされていると思っておりますけれども、それが、必ずしも同一人という方の確認ができないときに、別の番号が振られてしまうという場合があるのかと思っておりますが、基本的に外国人の方についても、一度帰ってという場合であったとしても、同じ番号を付与するという取扱いだと認識しているところではございますが、ちょっと運用上、なかなかそこがうまくできないところが、もしかするとあるかもしれません。

○近藤委員 その例外が多分あるみたいなことを、入管の方が私のところに、大学院に来

て、そういう論文を書かれたので、そういう問題があるんだろうと思っておりました。

○**本針政策課長** 失礼いたしました。その辺ちょっと、所管の省庁さんにもちょっと情報の方を共有させていただきながら、改善すべきところあるようであれば、ちょっとここは確認させていただければと思います。ありがとうございます。

○**野口座長** ありがとうございます。状況を確認していただいて、我々で共有をさせていただけたらと存じます。

オンラインから岡部先生に挙手を頂いています。どうぞよろしく願いいたします。

○**岡部委員** ありがとうございます。私、細かい点、具体的な点というよりは、今回の懇談会を進めるに当たっての大局的な考え方みたいなもので、もしよろしければ私見を述べさせていただきたいんですけども。

ここ数年なされてきた様々な改正というのは、一言で言えば、出入国管理の緩急といえますか、規制緩和をする側面と、それから厳しくする側面とを併存させていくという意味で、複雑性も増しますけれども、それはその時代の要請に応えたものだというふうに考えています。基本的に、今まで以上にかなり多くの人を受け入れるという課題に直面しております、ひとえには、それは少子高齢化のために人手不足を解消しなければならない、それから経済全体の活性化が必要だという観点に基づくものと、こちらは非常に、今まであった問題点を技術的に改善するという方向も含めて進めていけばいいと思うんですけども、他方で、やはり厳しくせざるを得ない側面というものもありまして、それは、多くの人が入ってくるときに、我々が、こういう言い方をしたら語弊があるんですけども、望んでいる外国人とそうでない外国人と両方入ってきてしまうという、そういった問題はあと思っています。

ですので、入国や滞在の際の、永住許可を含めて、その要件を緩和するという側面を考える際には、そもそもその永住許可ですとか、それから帰化の要件が今までどおりでよかったのかと、場合によっては、ちょっとほかの国に比べて緩過ぎるのではないかと、そういった観点からの再検討というものも併せて必要になってくると思います。

ですので、不法入国や不法滞在ですとか難民申請の問題点の改善というものも進んでいく流れと同時に、外国人の滞在の在り方についても、どんな方でもというよりは、やはり日本の治安も含めた政治経済、社会の発展につながる人をできるだけ多く受け入れるというような観点からの、総合的、包括的な観点からの施策調整というのをやっていく必要があると思っています。そのために、できれば入管だけの問題ではなくて、経産省ですとか外務省ですとか、ほかの省庁とのすり合わせというものも念頭に置いた形の議論を是非進めていただければよいと思います。

以上です。

○**野口座長** どうもありがとうございました。

個別にやり取りをするというやり方もあるかもしれませんが、この間、かなり挙手を頂いておりますので、片岡委員、堀内委員、富高委員、増子委員の順で、すみません、順番前後しているかもしれませんが、コメントを頂きたいと思います。

片岡委員、どうぞよろしく願いいたします。

○**片岡委員** 私は、地方を代表して申し上げたいと思います。

1点目が、やっぱり日本は、出入国在留管理庁であるとか、規制をする役所はいっぱいあるんですが、さっきおっしゃいましたよね。多文化共生として外国人を愛していこうという役所は、実は市役所とか県庁とか、地方自治体の役所になっていきます。外国人の方々が住んでいる場所によって環境が全く違ってくるというのは、いい環境ではありませんから、これを僕らが、自戒の念を込めて言っていますけれども、あちこち仲間を作って多文化共生やっぺいというグループをいっぱい作っぺいというふうに思っているんで、これに力を貸してもらいたいと、国がね、と思っています。

各国によって違うんですが、うちは人口7万ですが、外国人2,000人。ブラジル人の職員、中国人の職員、ベトナム人の職員を雇用しておりまして、各国領事館が遠いもんですから、中四国一円から総社市役所に困り事、相談事に来るという環境になっています。だから、そういう格差がある日本ではなくて、どこの市に行っても外国人を優しく迎え入れてくれるというグループ、仲間を作っぺいかなければならないと思います。

それから、あと、さっき聞いたんですが、育成就労、これによって転籍が可能になるということが一ついいことであるけれども、僕なんか気が付けなければいけない点がいっぱいあるんです。今、社人研が人口消滅都市とか、首長選挙で人口が減少しているところの首長は落選する、だから人口の奪い合いになる、で、外国人を奪い合うというようなことになっては絶対いけません。こういう、例えば、どこの市は外国人のアパート代を2万円補填するであるとか、そんなようなことにならないように、外国人の奪い合いにならないように、我々は、これはもう自戒の念を込めて言っていますが、国もそういうことにならないように、やっぺい気を付けていくべきだと思います。

最後に、やっぱりブラジル人との共生社会、ラテンアメリカとの共生社会で得た我々のノウハウを、これからアジアに結び付けていかなければならないと思います。やっぺいみて、ベトナム人との共生社会は結構難しいです。共生社会を作るためにキーワードは、やっぱり教育と医療だと思っています。だから、そういうところを伸ばしていこうというふうに思っています。

あと、最後に1個だけ、携帯電話が特定技能、実習生の人って電話番号が持ってません。これは、ソフトバンクとかドコモとかauとか、短期滞在の外国人に電話番号を持たせないというのは、彼らにとってSNSだけの交流で事足りているとはあんまり思えないんで、ここの部分はどうかというふうに思っているんで、国の見解はどうなんでしょうか。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。お問合せいただきました点については、お答えいただけたところがあれば、今回なのか、次回までなのか、資料なのか、お答えいただけたいと思いますが、司会の不手際でかなり時間が終わりの時間に近づいてきておりますので、進行に御協力を頂けましたら幸いに存じます。

それでは、堀内委員、よろしくお願ひいたします。

○堀内委員 ありがとうございます。先ほど、包括的な御説明をありがとうございました。今後の議論に向けまして、経済界の立場から2点申し上げたいと思います。

一つ目は、全体的な期待ということになりますけれども、現行の基本計画は特定技能

の運用が開始された19年4月に策定されておりまして、当初の計画の想定期間は、特定技能の検討状況を踏まえた2年程度とされていたかと思えます。ですので、この間は空白の期間が生じてしまったとも言える状況かと思えます。コロナ禍での対応ですとか、新たな育成就労の創設に向けた動きがあったということではございますけれども、近年やはり日本に在留する外国人の方の在留期間が長期化する傾向にもありますので、日本の外国人政策は大きな転換期にあるんだろうと理解しております。

そういった意味で、次期の基本計画においては、定期的な見直しを図っていくことを前提に、近年の状況を反映させた包括的な指針を是非示していただきたいと願っております。

それから、2点目として、産業競争力の強化の観点ということで、在留中の外国人への支援ですとか共生社会の実現に向けた環境整備といったことも大変重要な点でございますけれども、日本の質の高いインフラシステムの戦略的な海外展開を図る上での受入れ体制の整備といったことも、今後不可欠になってくるのではないかと考えております。

近年、欧州ですとか中国等では、海外のリーダーになるような方々を有償で研修等で受け入れて、各国、自国の技術やノウハウを戦略的に展開されるといったような事例もあると聞いております。他方で、日本の現行の在留資格の下では、実務研修の実施が公的機関による招聘に限られているといったことで、ターゲットにしたい層を受け入れができないといったこともありまして、日本がそういった研修の受入れ先から外れているケースも出てきておりますので、在留資格制度の在り方を考える上では、こういったほかの国の状況もベンチマークしていただきつつ、日本の産業競争力、ひいては経済安全保障といったことにもつながってくると思っておりますので、そういったものに資する制度となるよう目配り頂ければと考えております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。

富高委員、よろしく願いいたします。

○富高委員 ありがとうございます。2点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、外国人労働政策の在り方についてでございます。先ほどから出ておりますように、入管法及び技能実習法改正法が成立しました。見直しの実効性を高めるための実質的な議論はこれからだと認識しておりますけれども、改正法には低賃金、ハラスメントなどの劣悪な労働環境の改善を含め、労働者保護の強化や、受入れの適正化を図る内容も一定程度盛り込まれていると考えています。

一方、ほかの在留資格でも、労働条件等をめぐる問題は生じておりまして、今回、育成就労等の適正化に向けた見直しを図る中で、ほかの在留資格に影響を及ぼす可能性もあるのではないかと懸念しております。ビジネスと人権に関する行動計画の策定などもあった中で、留学生を含めた外国人労働者の待遇や就業環境などの実態把握をして、権利保護に向けた議論をしっかりと行っていく必要があると考えております。

その際には、資料の中でも記載がありますが、在留資格の見直しについては非常に重要な視点だと思っております。ほかの会議でも申し上げておりますけれども、今の在留資格というのは、既存の在留資格への上乗せを繰り返してきており、つぎはぎな印象

があるところがございますので、全体のバランスを見ながら議論することが重要だと考えています。

それから、先ほど自己紹介でも申し上げましたけれども、共生の観点是非常に重要だと考えております。基本法に関する御発言もありましたが、やはり生活者、安心して暮らせる環境整備という点、日本語教育であったり、住居、子供の教育、社会保障などの環境整備や、そこには当然負担というものも伴ってまいりますので、それらの負担の在り方を含めた総合的な議論が必要だと思っています。

また、自治体ごとにと組が進められておりますけれども、その取組には濃淡があると思います。自治体の課題も踏まえながら、産業施策の観点等も含めて総合的な議論をしていく必要があると考えております。先ほど堀内委員からもございましたけれども、継続的に議論していくことが重要であり、入国管理など他の入管行政の課題も含めて、議論できればと考えています。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

増子委員、よろしくお願いいたします。

○増子委員 日弁連の増子でございます。

資料1の29ページですかね、これはもう既に法改正のなされたものの説明資料でございますけれども、この中で、一番冒頭に、共生社会を実現するために外国人への差別、偏見をなくし、その人権を尊重することが必要と、これは誠にそのとおりだと思っておりますが、その上では、外国人もルールを守りということが強調されておりました。定められた在留資格とか在留期間の範囲内で活動してほしい、これは理解できますけれども、それ以外の部分について、人権の尊重というのは、本来ルールを守ったことの御褒美ではないものですから、ここ辺りの書きぶりの問題かもしれませんけれども、やはり人権問題として考えた場合には、私どもとしては常々違和感のあるところがございます。

我々が分析しているところでは、恐らく、いわゆるマクリーン判決の言いっぷりというものが、こうしたところに現れ続けているのかなというふうに思っているのですが、しかし、もうこれは46年も前の話でございますし、新たな共生社会を実現していこうと、こういう大きな理念を掲げているわけですので、そろそろこういう発想については見直したらいいのではないかなということを、重ねて強く思っているところがございます。

その関係で、めくって30ページの資料で、これも令和5年の改正のところですが、私どもとしては、例えば真ん中の列のところの送還停止効の例外規定というのがありますが、中でも3回目以降の申請でも、相当の理由がある資料が提出されると送還は停止しますよというふうなことが書かれておりますが、これが実際どんなふうになっているかなと、本年の6月以降の施行でございますので、その辺りを注目しておりますし、同じようにその右側の列の監理措置についても、判断の基準として、本人が受ける不利益、これも勘案して判断しますよとか、3か月ごとに見直しますよというふうなことが入っております。私どもは、ここは司法的な手続で審査すべきだということを強く主張してきておりましたけれども、それはかなわなかったわけですが、改正ではこういったも

のが作られたと。これがどんなふうに効いてくるか、21ページに被収容者数の推移ということで、令和5年までは書かれておりますけれども、6年、今後どういうふうになってくるのかなというあたりを注目しております。

以上でございます。

○野口座長 ありがとうございます。法執行のデータは非常に重要なところで、本日28ページに補完的保護の速報値を入れていただいておりますけれども、随分分かるところから、我々に共有していただくのが大切かなと思いました。

佐久間委員、よろしくお願いいたします。

○佐久間委員 すみません、時間がない中で申し訳ございません。私から2点ほどお願いしたいと思います。

やはり外国人の問題というのは、今年は過去最高の入国者数に推移するようでございますけれども、日本人に祖先を持つ個人を対象とした「定住者」というところから、それから高度な技術を、また知識を持つ「高技能外国人」、そして現在では、人手不足に対応するための就労可能な「専門的・技術的分野」、また「未熟練の外国人」とか、「留学生」、そして項目が多くなってきています「特定活動」ですね、こちらの方、さらには観光目的等の「短期滞在」というのが非常に多くなって、様々な在留資格を持った方が入国されております。

先ほど増子先生も言われたことではあるのですが、いろいろ外国人の問題というのも起きています。人権というのは非常に大切なことで、これは私も認識しておりますけれども、やはり日本人が外国人と一緒に住みやすい環境を維持していくというのが最も大切だと思っております。ですから、外国人の方々が日本の社会生活上のルールというのに配慮頂いて、その上で環境というのを整備していただきたいと思っております。

あと、もう1点、すみません、先ほど出た「特定活動」の関係で、どうしても今、54種類ぐらい番号が振ってありまして、非常に分類がどういうものか分かりにくくなっています。そしてまた、その就労の可否や家族滞在の関係とか、いろいろ組み合わせていくと、今、技能実習とか特定技能というのが非常に注目を集めて議論してはいたけれども、例えば、留学生とか技人国の関係というのは家族滞在が可能となっていたり、そういうこともありますので、その辺の整理というか、分かりやすい仕組みにしていくような議論をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございます。先ほど岡部先生からお話もありましたけれども、緩急にバランスよく対応していこうと思うと、制度はどんどん複雑になり、今佐久間委員の御指摘にあったように、日本人からしても分かりにくい仕組みになっている部分もあるが、ただ、一つを動かすと全体のバランスを見なければならぬという御意見のとおりで、なかなか難しい議論になってくるのかなとお伺いいたしました。

ありがとうございます。今挙手を頂いていた先生方からの御意見はお伺いできたかなと思いますし、ちょっと時間を過ぎておりますので、入管庁から今の段階でお答えいただけることがあれば、お答えいただくということにして、先生方からもまだ、次回の会合までにお問合せしたいということはあるでしょうし、また入管庁の方からお答えいた

だくべき事柄もあろうかと思しますので、そこは書面などやり取りのツールを使っていたくことにして、今の段階で入管庁からお答えいただけることがあれば、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○本針政策課長 ありがとうございます。ちょっと概括的な形になってしまい、またちょっと詳細のところでお答えしにくいところ、できないところはまた追ってという形にさせていただければと思っております。

様々な観点、御意見ありがとうございます。今、野口座長の方からも言っていたように、受入れの関係では、岡部先生、それから富高先生、それから堀内委員、それから佐久間委員、それぞれいろんな在留資格についての御指摘だったと思います。モザイクになっている在留資格制度について、様々な形での御指摘いただいているところでございまして、平成元年に作ったとき、どちらかという予見可能性を高めるということでの在留資格制度を作り、その後ニーズに応じていろいろなことをやっていった結果が、今こうなっているという状況でございまして、ただ、受入れをしようとしたときに、これだけの在留資格、若しくは特定活動も含めて複雑になっているという中で、分かりづらいという御指摘は一方であるんだと思いますので、この辺は、私ども、またちょっと御指摘、御意見いただきながら、どのような形で、また、先ほどの緩急という意味では、受入れだけを考えて全体としてこれでいいのかというような目線も必要だと思いますので、そういう観点で検討を進めさせていただければと思っております。

それから、共生に関しても、片岡委員始め、特にいわゆる集住都市としてずっといろんな、特に日系人の受入れを中心にいろいろ問題意識を持ってやっていただいている自治体、それから、先ほど佐野委員からもありました、いわゆる必ずしも集住都市ということではなく、ただ、これから多く外国人の方を入れるときにどうしていけばいいか、情報の格差もあったり、対応にもいろいろとあるところとございまして、ここは今、私どもとしては、ノウハウがある自治体の情報を、そうでない自治体にもつなぎながらということでは、まずはさせていただいているところとございまして、ここもどういう形で、ノウハウをつないでいけるのか、国としての役割をまた引き続き考えさせていただければと思っております。

片岡委員からは、併せて育成就労との関係で、奪い合いがあって、それで、その地方にはもともと人材が確保しにくいというような状況になってはならないということで御指摘いただいたところがございまして、これにつきましては、正に育成就労制度、今回見直しの中で人材確保を目的とした制度として作ろうと思っておりますので、それは当然、都会だけに人が集まればいいということではなくて、地方も含めてどう確保していくべきかという観点で、制度を作ろうと思っておりますので、またそういう御指摘も踏まえながら検討を進めさせていただければと思っております。

それから、堀内委員から御指摘をいただいている、十分な説明が足りなくて申し訳なかったんですけども、前回、第7次の政策懇談会におきましては、2年後に次の計画を作っねという御指摘、そういう御意見でまとめていただいているから、空白期間があるところ、しっかり御意見として受け止めて、そういうことがないように今後させていただければと思っております。これからはそういう形で対応させていただければと思っております。

いるところでございます。

すみません、ちょっと概括的な形になってしまいましたけれども。

○野口座長 どうもありがとうございました。

委員の先生方からも、まだまだお話しされたいことたくさんあったかと思うのですが、本日は司会の不手際でもう既に予定時刻を過ぎておりますので、本日の意見交換はここまでとさせていただきますたら幸いに存じます。

ここで、次回の懇談会の予定等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。次回の開催予定につきましては、後日事務局の方から委員の方々に御連絡させていただきます。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

## 6 閉 会

○野口座長 まだ今日始まったばかりで、これから長く続く懇談会になるかと思いますが、本日はこれをもちまして出入国在留管理政策懇談会第1回会合を終了したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

—了—